

保管船舶の売却状況及び今後の処理方針

平成27年5月
東京都建設局

売却対象船舶

- ◆船舶番号：■■■■■ ◆所有者：■■■■■
- ◆鑑定評価額：0～50万円（A社：0円、B社：10万円、C社：50万円）
 - ・鑑定基準日：平成25年2月1日現在
 - ・船舶の状態：整備しなければ本来の用途に供することが困難（3者共通評価）

売却の手続

売却方法

- ◆競争入札による
 - ・「東京都係留保管の適正化に関する条例」（以下「条例」という）には売却手続に関する規定がない
 - よって、河川法における簡易代執行による保管物件の売却手続を準用
 - ・河川法施行令第39条の5
 - 「保管した工作物の売却は、競争入札に付して行わなければならない」

売却条件

- ◆条件1：適正な保管場所の確保
 - ・元不法係留船舶であるため、再不法係留の防止が重要
- ◆条件2：瑕疵担保責任の免責特約
 - ・「条例売却」のため、強制競売と同様に取扱う（民法第570、572条）
- ◆条件3：所有権移転登録は買受人の負担と責任で行う
 - ・移転登録には登録名義人の承諾が必要 ※都は登録名義人ではない

入札参加要件

- ◆売却条件の適正な履行を確保するため、入札参加要件を設定
 - ①入札参加資格の限定
 - ・都の競争入札参加有資格者のうち取扱品目「船舶」の登録がある者
 - ②仕様説明会への参加
 - ・説明及び現品確認により、隠れた瑕疵がないことを相互に確認する

売却の経過

- ◆27年2月24日 希望制指名競争入札の公表【第1回売却】
- ◆27年3月11日 全指名者が仕様説明会不参加のため**案件中止**
- ◆27年3月23日 随意契約の指名通知【第2回売却】
- ◆27年3月31日 指名者が仕様説明会不参加のため**案件中止**

【課題】二度売却に付しても買受人なし ⇒ 売却が見込めない

処理方針（案）

保管継続の問題点

- ◆船舶維持費用の負担増：1月当り約10万円
 - ・都が今後も費用を負担して無制限に保管を継続することは不合理

廃棄に関する検討

- ◆保管船舶の廃棄要件（条例第12条第6項）2要件をいずれも充足するとき
 - 【要件①】本来の用途に供することが困難な状態：十分な整備が必要・・・○
 - 【要件②】価額が著しく低い：売却の見込みなし ⇒ **市場価値がない**・・・○
- 【参考】河川法における簡易代執行による保管物件の廃棄要件
 - ・河川法第75条第7項
 - 「売却につき買受人がない場合において、価額が著しく低いとき」

【所有者の意見聴取】

- ◆廃棄取扱通知（条例第12条第7項）
 - ・通知書到達日：27年5月1日
 - ・意見書提出期限：27年5月14日
- ◆意見書の提出なし ※引取意思もなし

結 論

- ◆条例における廃棄要件を充足しているため、「**廃棄処分**」とする